平成３０年（フ）第３５３８号
東京都品川区荏原６丁目14―６
債務者　鈴木友見子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５３９号
東京都羽村市羽東１丁目30―35―103
債務者　松田　大蔵
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５４１号
東京都杉並区和泉１丁目35―17　91和泉吉岡305
債務者　豊原　弘輝
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５４３号
千葉県市原市八幡2384―３―101
債務者　藤原　愛子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３５５２号
東京都荒川区西日暮里１丁目10―11―202
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６０２号
東京都八王子市楢原町980番地64
債務者　村松　雅隆
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９４１号
横浜市中区仲尾台34番地　仲尾台ハイツ205号室
債務者　井之上洋子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９７７号
神奈川県大和市下鶴間2047番地　コトーつきみ野1102号
債務者　疋田也寸彦
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０２９号
横浜市磯子区洋光台２丁目３番21―201号
債務者　武田　あき
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０４７号
横浜市港北区岸根町475番地２　テラス岸根公園Ｂ－１号
債務者　山田　浩子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２１３号
静岡市清水区春日１丁目７番15号　ジョイコートＢ101
債務者　遠藤　春枝
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月２日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月３日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第２４９号
静岡市清水区駒越南町２番５号
債務者　下田　桂子
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月３日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第９５６号
横浜市神奈川区菅田町1713番地３　三和交通㈱研修センター301号
債務者　野老迫大樹
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月７日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０３０号
横浜市戸塚区原宿１丁目19番11―102号
債務者　小川　昌之
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１５１号
静岡県磐田市川袋1026番地５、前住所静岡県磐田市池田83番地16　セントラルコーポＢ208
債務者　坂元　源人
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年８月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係